

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	令和 7年 8月 26日 (火) 午前 9時 29分 開会 午前 11時 6分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (9人)	長 嶋 一 樹 安 藤 玄 一 今 野 康 敏
	山 田 昌 紀 川 添 康 大 小 沼 富 夫
	茅 田 巖 舘 大 樹 大 垣 真 一 (議 長)
5 欠 席 者	なし
6 委 員 外 議 員	岸 圭 介
7 説 明 員 (4人)	教育長 (宮村 進一)
	総務部長 (杉山 秀久)
	文書法制課長 (天春 祐一)
	文書法制課文書法制係長 (高梨 剛)
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 次長 係長
10 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

議 題 1 9月定例会の運営について

午前9時29分 開会

○委員長【長嶋一樹議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長【大垣真一議員】 皆さん、おはようございます。まだ暑い日が9月まで続くと言われていたのですが、体調に気をつけていただき、また9月定例会もどうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○委員長【長嶋一樹議員】 それでは、教育長に御出席いただいておりますので、御挨拶及び執行者側の説明をお願いいたします。

○教育長【宮村進一】 おはようございます。この9月定例会におきましては、決算議案のほか様々な案件がございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日、私からは市長提出議案のうち、人事案件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の53ページを御覧ください。

○議案第64号 伊勢原市教育委員会委員の任命について

教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する」とこととされておまして、その人数は4名、また、その任期は4年とされております。

今回、令和3年10月から御尽力をいただいております福田雅宏委員の任期が令和7年9月30日をもって満了となりますが、引き続き福田氏を教育委員会委員として任命いたしたいので、提案するものでございます。

福田氏は、これまで小中学校のPTA会長、また、伊勢原市PTA連絡協議会の会長を歴任され、こうした豊富な御経験や御見識を教育環境の充実に向け、生かしていただけてきたところでございます。本定例会で議会の皆様の御同意を得られましたならば、福田氏には今後も御尽力いただきたいと考えております。

以上で本定例会に提出いたします人事案件につきましての説明を終了させていただきます。御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長【長嶋一樹議員】 ただいま教育長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いします。（「なし」の声あり）

それでは、ここで教育長は所用がありますので、退席いただきます。

〔教育長（宮村進一）退席〕

○委員長【長嶋一樹議員】 引き続き、総務部長から説明をお願いします。

○総務部長【杉山秀久】 それでは、引き続きまして、私から人事案件以外の議案等につきまして御説明申し上げます。人事案件以外の議案等は、決算認定議案が6件、条例議案が7件、補正予算議案が2件、報告案件が7件の合計22件でございます。

初めに、決算の認定6議案につきまして御説明申し上げます。伊勢原市一般会計特別会計歳入歳出決算書をお開きいただきまして、6ページ、7ページを御覧ください。

令和6年度におけます一般会計及び4つの特別会計の最終予算現額は、626億7415万6000円となりました。これは、当初予算額578億6300万円に、補正予算及び令和5年度からの繰越事業費を加えたことによるものです。

続きまして、収入済額は606億9806万9496円で、前年度と比べ5.1%増加しております。また、予算現額に対する収入率は96.8%となり、前年度と比べ0.2ポイント上昇しております。

続きまして、支出済額は578億9012万3878円で、前年度と比べ4.3%増加しております。また、予算現額に対する執行率は92.4%となり、前年度と比べ0.4ポイント低下しております。

そして、収支差引額は28億794万5618円で、翌年度への繰越額は25億1438万6874円となっております。

なお、令和6年度の主な事業の成果につきましては、決算の説明資料として配付しております主要な施策の成果に関する説明書に記載しておりますので、後ほど御確認をお願いし、この場での説明は割愛させていただきたいと存じます。

では、各会計別に御説明いたします。

11ページを御覧ください。

○議案第49号 令和6年度伊勢原市一般会計歳入歳出決算の認定について

初めに、歳入です。16ページ、17ページを御覧ください。歳入合計の収入済額は408億6102万1256円で、前年度と比べ7.6%増加しております。また、予算現額に対する収入率は96.5%です。

次に、歳出です。20ページ、21ページを御覧ください。歳出合計の支出済額は384億6064万6882円で、前年度と比べ6.3%増加しています。また、予算現額に対する執行率は90.8%です。

なお、普通会計ベースの財政指標等につきましては行政資料に決算状況指数表などを掲載しておりますので、後ほど御確認をお願いし、この場での説明は割愛させていただきたいと存じます。

続きまして、各特別会計について御説明いたします。25ページを御覧ください。

○議案第50号 令和6年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

初めに、歳入です。26ページ、27ページを御覧ください。歳入合計の収入

済額は93億4209万4779円で、前年度と比べ3.4%減少しています。また、予算現額に対する収入率は95.8%です。

次に、歳出です。28ページ、29ページを御覧ください。歳出合計の支出済額は92億5375万8605円で、前年度と比べ3%減少しております。また、予算現額に対する執行率は94.9%でございます。

続きまして、33ページを御覧ください。

○議案第51号 令和6年度伊勢原市用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

初めに、歳入です。34ページ、35ページを御覧ください。歳入合計の収入済額は1億2152万6815円で、前年度と比べ0.1%減少しています。また、予算現額に対する収入率は99.6%です。

次に、歳出です。36ページ、37ページを御覧ください。歳出合計の支出済額は1億2152万6815円で、前年度と比べ0.1%減少しております。また、予算現額に対する執行率は99.6%です。

続きまして、41ページを御覧ください。

○議案第52号 令和6年度伊勢原市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

初めに、歳入です。42ページ、43ページを御覧ください。歳入合計の収入済額は85億7479万7446円で、前年度と比べ2.2%増加しております。また、予算現額に対する収入率は99.2%です。

次に、歳出です。44ページ、45ページを御覧ください。歳出合計の支出済額は82億6001万8216円で、前年度と比べ2.3%増加しております。また、予算現額に対する執行率は95.6%です。

続きまして、49ページを御覧ください。

○議案第53号 令和6年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

初めに、歳入です。50ページ、51ページを御覧ください。歳入合計の収入済額は17億9862万9200円で、前年度と比べ13%増加しています。また、予算現額に対する収入率は98.8%でございます。

次に、歳出です。52ページ、53ページを御覧ください。歳出合計の支出済額は17億9417万3360円で、前年度と比べ12.8%増加しております。また、予算現額に対する執行率は98.6%です。

次に、伊勢原市公共下水道事業会計決算書をお開きいただきまして、7ページを御覧ください。

○議案第54号 令和6年度伊勢原市公共下水道事業会計決算の認定について

8ページ、9ページを御覧ください。初めに、収益的収入及び支出でございます。上段の収入の表における第1款下水道事業収益の決算額は34億3300万1612円で、予算現額に対する執行率は100.6%です。

続きまして、下段の支出の表における第1款下水道事業費用の決算額は32億

2416万1193円で、予算現額に対する執行率は96.2%です。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。上段の収入の表におけます第1款資本的収入の決算額は18億9648万3060円で、予算現額に対する収入率は66.7%でございます。

下段の支出の表における第1款資本的支出の決算額は26億1012万1630円で、予算現額に対する執行率は72.2%です。

なお、6億5889万3000円は、翌年度に建設改良費として繰越いたします。

以上、決算の認定議案6件につきましては地方自治法第233条第3項、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づいて監査委員の意見を付しまして認定をお願いするものでございます。

次に、条例7議案につきまして御説明申し上げます。議案書をお開きいただきまして、7ページを御覧ください。

○議案第55号 伊勢原市空家等の適切な管理に関する条例の制定について

空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で安心な暮らしの確保及び良好な生活環境の保全を図るため、提案するものでございます。

8ページ、9ページに新規条例案を掲載しておりますので、御確認くださるようお願いいたします。

次に、11ページを御覧ください。

○議案第56号 伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公共団体情報システムの標準化に伴う住登外者宛名番号管理機能に関する事務について、新たに個人番号の利用に係る事務に追加するとともに、特定個人情報提供に関する規定を整理するため、提案するものでございます。

12ページから14ページまでに改正条例案、15ページから18ページまでに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださるようお願いいたします。

次に、19ページを御覧ください。

○議案第57号 伊勢原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例について
不適正な事務処理等の原因究明及び再発防止に関する事項を担当する第三者委員会及び市民文化会館施設改修事業に係る事業者選定に関する事項を担当する市民文化会館施設改修事業者選定委員会を附属機関として設置するため、提案するものです。

20ページ、21ページに改正条例案、22ページ、23ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださるようお願いいたします。

次に、25ページを御覧ください。

○議案第58号 伊勢原市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

本市の厳しい財政状況を勘案し、特別職員の給料について減額措置を講ずるた

め、提案するものです。

26ページに改正条例案、27ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いします。

次に、29ページを御覧ください。

○議案第59号 伊勢原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえまして、部分休業制度の拡充に係る規定を整備するため、提案するものです。

30ページから32ページまでに改正条例案、33ページから37ページまでに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いします。

次に、39ページを御覧ください。

○議案第60号 伊勢原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認のための措置等に係る規定を整備するため、提案するものです。

40ページ、41ページに改正条例案、42ページから46ページまでに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いします。

次に、47ページを御覧ください。

○議案第61号 伊勢原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例について

国の水道法施行規則の一部改正に伴い、小規模水道における水質の検査及び小規模受水槽水道における水槽の清掃等の実施頻度に係る規定を改正するほか、所要の改正を行うため、提案するものです。

48ページに改正条例案、49ページから52ページまでに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いします。

次に、補正予算2議案につきまして御説明申し上げます。補正予算及び予算説明書をお開きいただきまして、5ページを御覧ください。

○議案第62号 令和7年度伊勢原市一般会計補正予算（第2号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に5646万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を399億8680万4000円とするものです。

内容につきましては、後ほど歳入と歳出に分けて御説明いたします。

それでは、歳入歳出予算の補正について、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、22ページ、23ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

まず、2款総務費です。コンプライアンス推進事業費計上265万3000円は、不適正な事務処理等の原因究明及び再発防止に関する事項を担当する第三者委員会設置に係る委員報酬等を追加するものです。戸籍住民基本台帳管理費追加

114万1000円は、法改正に伴う在留外国人の在留カードとマイナンバーカードの一体化のため、窓口における転入手続などに使用するパソコン等の購入を行うものです。

次に、3款民生費です。障害支援区分認定等事務費追加476万3000円は、障害者自立支援給付に係る制度改正に伴い、システム改修に必要な経費を追加するものです。教育・保育推進事業費追加1111万9000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、給食材料費等の高騰の影響を受けている民間保育所等に対し、給食の質や量の維持が適切に図られるよう支援を行うものです。

次に、4款衛生費です。予防接種事業費追加155万3000円は、令和6年10月に国へ新型コロナウイルス感染症の予防接種と健康被害の因果関係が否定できない事案の進達を行い、令和7年7月に国より因果関係を認定するとの通知があったことから、進達時に請求のあった令和3年10月から令和6年2月までの医療費、医療手当について補正を行うものです。

続いて、24ページ、25ページを御覧ください。物価高騰対応医療機関支援事業費計上321万6000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受ける医療機関のうち、国の支援対象とならない特別高圧受電医療機関に対し支援を行うものです。中小企業等省エネ設備導入支援事業費計上1200万円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー価格の高騰の影響を受けている中小企業等が所有する事業所のLED照明や空調設備等について省エネ型設備に更新することを支援するものです。

次に、6款商工費です。日本遺産魅力増進事業費計上1308万5000円は、本市特有の歴史・文化遺産である大山詣りを活用し、地域の魅力を高めるプログラムの造成・商品化及び販路基盤整備のため、伊勢原市日本遺産協議会に資金を貸し付けるものです。

次に、8款消防費です。消防団活動事業費追加93万3000円は、新たに採択された消防団員安全装備品整備事業助成金を活用し、防災用品を購入するものです。

次に、12款予備費です。補正額欄を御覧ください。予備費追加600万円は、伊勢原球場における銅線盗難に対応する費用等に充用した予備費を補填し、今後の災害発生等に備えるものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、18ページ、19ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

まず、15款国庫支出金です。新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金計上155万3000円は、予防接種事業費の財源です。障害者総合支援事業費補助金追加238万1000円は、障害支援区分認定等事務費の財源です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金追加2922万6000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付限度額について追加するもので、今回補正計上した物価高騰対策事業の財源になります。外国人住民事務市町村交付金

追加114万1000円は、戸籍住民基本台帳管理費の財源です。

次に、19款繰入金です。財政調整基金繰入金追加814万5000円は、今回の補正予算により生じる一般財源の不足を調整するものです。

続いて、20ページ、21ページを御覧ください。次に、21款諸収入です。商工費雑入の日本遺産魅力増進事業費貸付金元金収入計上1308万5000円は、日本遺産魅力増進事業費で貸し付けた資金の返還分です。消防費雑入の消防団員安全装備品整備等助成金計上93万2000円は、消防団活動事業費の財源です。

次に、33ページを御覧ください。

○議案第63号 令和7年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に560万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億160万1000円とするものです。内容につきましては後ほど歳入と歳出に分けて御説明いたします。

それでは、歳入歳出予算の補正について、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、44ページ、45ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

1款総務費です。徴収費追加560万1000円は、後期高齢者医療システム改修に伴い、必要な経費を追加するものです。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、42ページ、43ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

5款国庫支出金です。子ども・子育て支援事業費補助金計上560万1000円は、後期高齢者医療システムの改修費用の財源とするものです。

以上が補正予算についての説明です。

次に、報告案件7件につきまして御説明申し上げます。議案書にお戻りいただきまして、55ページを御覧ください。

○報告第11号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率につきまして報告するものでございます。

56ページを御覧ください。健全化判断比率につきまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに赤字が生じていないため、横棒で表示しております。実質公債費比率は6.7%、将来負担比率は31.9%となっております。

伊勢原市公共下水道事業会計決算書をお開きいただきまして、51ページを御覧ください。

○報告第12号 令和6年度伊勢原市公共下水道事業会計継続費精算報告書の報告について

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、令和6年度をもって終了した伊勢原市公共下水道事業会計継続費について精算報告をするものです。

52ページ、53ページに伊勢原市公共下水道事業会計継続費精算報告書を掲載

しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

議案書にお戻りいただきまして、57ページを御覧ください。

○報告第13号 令和6年度伊勢原市公共下水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく資金不足比率について報告するものです。

58ページを御覧ください。資金不足比率につきまして、赤字額が生じていないため、横棒で表示しております。

次に、59ページを御覧ください。

○報告第14号 専決処分の報告について（伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例）

児童福祉法の一部改正に伴い、伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び伊勢原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中に引用する条項を整理する必要性が生じたため、市長の専決事項の指定に基づき専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

60ページに専決処分書、61ページに改正条例、62ページから64ページまでに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、65ページを御覧ください。

○報告第15号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

令和7年1月15日に発生した道路の管理の瑕疵による事故の損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

事故の概要は66ページを御覧ください。相手方が道路路肩にある道路側溝の上を歩行中、側溝蓋の1枚がずれ落ちたことにより、相手方の左足が側溝内に落ち、左足に損傷を与えたものです。

本件事故における過失割合は市側100%、相手方治療費に係る本市賠償額は7万3199円で、全額が本市加入の保険により補填されます。

次に、67ページを御覧ください。

○報告第16号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

令和7年7月1日に発生した道路の管理の瑕疵による事故の損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告するものです。

事故の概要は68ページを御覧ください。相手方車両が駐車のために路上で切り返しを行った際、側溝蓋が脱落したことにより、同車両の左前輪が脱輪し、車両の左前輪ホイール及び左前方下部に損傷を与えたものです。

本件事故における過失割合は市側100%、相手方車両修理費等に係る本市賠償額は9万7670円で、全額が本市加入の保険により補填されます。

次に、69ページを御覧ください。

○報告第17号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

令和6年11月11日に発生しました車両損傷事故の損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告するものです。

事故の概要は70ページを御覧ください。土木部職員が塵芥車で公園に進入する際、入口が狭いため、対向車線に大きく膨らんだ上で左折して進入しようとしたところ、後続の相手方車両は塵芥車が右折するものと考え、そのまま直進したため、その後突然左折してきた塵芥車との衝突を回避しようと左にハンドルを切り、歩道の縁石に乗り上げ、同車両の左前方下部に損傷を与えたものです。

本件事故における過失割合は市側100%、相手方車両修理費等に係る本市賠償額は83万3413円で、全額が本市加入の保険により補填されます。

以上で、9月定例会に提出いたします議案等についての説明を終了させていただきます。

○委員長【長嶋一樹議員】 ただいま総務部長から説明がありました内容について質疑等があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）以上で執行者側の議案説明を終了いたします。

次に、議会側処理事項を議題とし、事務局から内容を説明します。局長。

○議会事務局長【佐伯暁美】 それでは、お配りしてございます議会運営委員会・議会側処理事項（8月26日）を御覧ください。

1 請願・陳情受理状況について

陳情が3件提出されております。

内容は配付いたしました資料のとおりでございます。

議会側処理事項については以上です。

○委員長【長嶋一樹議員】 次に、議案等の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明します。局長。

○議会事務局長【佐伯暁美】 正副委員長と協議の上、付託表の案を2枚配付してございます。1枚目は9月5日分で、先ほど執行者側から説明がありました市長提出議案第55号から議案第64号までの10件のうち、議案第55号は産業建設常任委員会に付託、それ以外の9件については付託省略。陳情3件は、陳情第11号及び第12号については総務常任委員会に付託、陳情第13号については教育福祉常任委員会に付託。2枚目は9月16日分で、議案第49号から議案第54号までの令和6年度各会計決算の認定について、一般会計決算は所管部分を各常任委員会に分割付託、特別会計決算及び公共下水道事業会計決算については、所管の各常任委員会に付託でございます。

以上でございます。

○委員長【長嶋一樹議員】 それでは、お諮りいたします。議案等の委員会付託については、配付した付託表のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○委員【川添康大議員】 今回、第12号の陳情についてなんですけれども、陳情の取扱いで、多分、議会で決めた事項があると思うんですが、その中で、今回、特定の個人、団体、人種、民族もしくは宗教を誹謗中傷する、また名誉を毀損する、信用を失墜させることを目的とするものということについては取り扱わないという事項が入っているんです。今回、陳情の中には、日本共産党に所属する地方議員という形で出ているわけです。なので、取扱いとしては、私は、取り扱うべきものではないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長【長嶋一樹議員】 今の川添委員の発言に対して、何か。

○委員【館大樹議員】 もう1回、ルールを確認してください。

○委員【川添康大議員】 ルールが幾つかある中で、取り扱わない事項の一つに、特定の個人、団体、人種、民族、もしくは宗教を誹謗中傷し、その名誉を毀損し、または信用を失墜させることを目的とするものという事項がつくったときに入っています。前回出たときにつくったんです。それは皆さんにも周知されているはずですし、それに当たるものは取り扱わないという形でもう規定がありますので、それに当たるのではないかという意見です。なので、特定の、例えばあれは出ていないのであれば、使えるんじゃないかと思えますけれども、今回はもろに出ているのでということなんです。

○委員【山田昌紀議員】 前回の議会運営委員会で、たしか陳情の扱いについてはやったと思います。私も、陳情文書を読む限りは、「日本共産党所属の地方議員」と書いてあるので、これは徹底的に攻撃するような感じもするので、これは配付のみでいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長【長嶋一樹議員】 確かに特定の個人、団体、人種、民族、もしくは宗教を誹謗中傷し、その名誉を毀損し、または信用失墜させることを目的とするものというのは決めたんですよ。

○委員【山田昌紀議員】 はい。配付でいいんじゃないですか。

○委員長【長嶋一樹議員】 どうでしょうか。皆さん、御意見ございますか。

○委員【川添康大議員】 労働組合がこのような特定の団体になるのかどうかというのがありますけれども、それも今回は入っているので、そういう意味で、これは基本的に憶測でやられているので、何か、伊勢原市でそういう事実があって、データとしてもちゃんと出てるとかということに基づく取扱いだったらまだ分かるかもしれないんですけれども、それが無い中で、なおかつ特定の団体とかについてのものというのはやっぱりやるべきではないんじゃないかなと思います。

○委員長【長嶋一樹議員】 ほかの委員で、御意見のある方。

○委員【館大樹議員】 今御説明いただいたルールがあって、それに該当するのかなと私も思いましたので、今回は扱わない、配付のみという形でいかがでしょうか。

以上です。

○委員長【長嶋一樹議員】 ほかの方は。

○委員【安藤玄一議員】 では、私から。正副委員長でこれについては議論し

ました。我々正副委員長の立場から言うと、基本的には全ての陳情、今までの伊勢原市議会の流れからすると、皆さんの後に各委員会でやっていただくというのが基本ラインです。ただ、前回の議運の中で、前回のメンバーの中で、新たに取
り決めたというルールも確かにございますので、ここでは、我々、特に個別に皆
様方に諮るといような立場で臨んだところでございます。そういったところ、
今、御意見が出たので、そこについては皆さん方の御意見を聞いて判断させてい
ただきたいなと副委員長としてはそのように考えますが、いかがでしょうか。

○委員長【長嶋一樹議員】 決定の仕方だと思うんですけども、議会運営委
員会の委員としての意見で多数決でいいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員【今野康敏議員】 いいですか。もし今、副委員長が言われたような懸
念があったんだったら、もう少し我々議運の委員にこの陳情文書については事前
に周知していただいととか、そういう配慮が必要だったと思うんですけども、
我々は今これを初めて見たわけです、正直言って。余りにも唐突感があるし、こ
の間、陳情が出てからどのぐらいたつんですか。8月22日に提出されたもので
すね。もう少し丁寧にやったほうがいいと思います。

○委員長【長嶋一樹議員】 いいですか。基本的にこういうお諮りする場があ
るんですから、当然、この場で意見をもらって……。

○委員【今野康敏議員】 私が言っているのは、もう少し陳情文書を事前に配
付するとか、議運の委員だけでも、そういう配慮が必要だったんじゃないですか
と問いかけたんです。

○委員長【長嶋一樹議員】 今までの例はそんなことはなかったですよ。

○委員【今野康敏議員】 通常の陳情と違うじゃないですか。今、副委員長か
ら、そういう懸念があったのと副委員長自ら言われたじゃないですか。

○委員【安藤玄一議員】 よろしいですか。正直言って、今回の件については、
日本共産党だけでなく、労働組合があります。労働組合の推薦を受けている議員
もいますし、多分に個人的な部分も含まれているなど思ったので、ここだけ特別
視するというのも正直言って難しい選択であったというのは事実なんです。だか
ら、これだけを事前に皆様に御協議いただいとくと、今後、全ての事案
について、もしかしてこれは配付のみにしたほうがいいのかなというものにつ
いては全て事前に委員の皆さんに提示せざるを得なくなるというのが、今、この
委員の中だったらそれで行けるかもしれない。また委員が替わったりする中で、
常にその選択を正副委員長に求めるのかという部分についてはどうなんですか。

○委員【今野康敏議員】 いいですか。私が言っているのはそういうことじゃ
なくて、今までは基本的には伊勢原市議会においては、さっき副委員長が冒頭
に言われましたように、基本的には通していったじゃない。通していったという
か、委員会付託の位置づけに持っていったじゃないですか。でも、今、川添委員
が言われていたように、前回の議論とかもあって、今に至っているわけですから、
少し昔と取扱いが変わってきていると思います。正直言いまして。だから、単純
明快な陳情と、そうじゃない陳情。読めば大体分かるし。それを一緒くたにして、

この議運の場に突然、我々、陳情文書を見せられみたいなの、そういうプロセスというのはちょっと、私はそうじゃないと思ったので、そういう陳情だからこそ、委員長、副委員長が言われたように、グレーだなという陳情については、事前に議運のメンバーにこういう陳情が出ています、事前検討をお願いします、当日、議運の場で採決をとりたいと思うぐらいな委員長の思いをぶつけていただいて、事前に。そうしたほうが丁寧さが出てくる。要は、今、これを突然見て、見きれたわけじゃないので、採決なんて突然言われても、正直言って困ります。判断を見誤っちゃう可能性もある。

○委員【安藤玄一議員】 おっしゃるとおりだと思います。正直言って、我々の中ではこれは通してもいいのかなという部分が一つありました。（「どちらか」というと」の声あり）はい。委員会でかけていいんじゃないのかという部分が、そちらのベクトルがあったので、そのまま流しました。正直言って、これはむしろ我々も関係する内容でもありました。だけど、あとは各委員会で、過去に2回、陳情がありましたので、同様の流れで進むのかなという気持ちもありましたし。という部分で、流したというのが本音。ただ、確かに今野委員がおっしゃるとおり、丁寧さ、そこまで深く考えていけば、そこまでやったかもしれないという話。

○委員長【長嶋一樹議員】 暫時休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時26分 再開

○委員長【長嶋一樹議員】 再開いたします。

今会派からいろいろな意見が出ましたけれども、まだ志政会の御意見を聞いておりませんので、ちょっと何かあったら。

○委員【小沼富夫議員】 志政会の意見としては、やはり今日の場面において見てくれよという判断はなかなか短い時間じゃできない話でありますので、今日決定しちゃったことによって、後々、また、いろいろな支障が出てくるといけないので、ちょっと慎重を期したいなという思いで、今お時間をいただきました。今いただいた時間の中で、結論は一応出しましたので、それは今野委員に託してありますので、今野委員から聞いていただければと思っています。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 先ほど提出されたのは8月22日ということで、もう少し前からだったら、よく考えたらそんなに、数日前の話というところで、委員長、副委員長的にも、1回はこの場でということで、さっき副委員長が言われたとおりの気持ちも分かります。今、小沼委員からもありましたけれども、正直言って、これは先例になると思います。今回の判断が。なので、慎重にも慎重を期して、たかが陳情とは言っても、我々市議会としては大事な陳情を審査するかないかの答えを出しますので、今日、ここで多数決等々で採決するのではなく

て、例えば来週の本会議初日の終了後にもう1回議運を開いて、その場でもう1回、皆さん各会派で持ち帰っていただき、検討した結果、最終的には、それが多数決で、今回、委員会に付託するかどうかの判断をする場を来週設けたほうがいいという提案をさせていただきたいんですが、いかがですか。

スケジュール的に、局長、間に合いますか、その案だと。（「はい。スケジュール的には初日の」の声あり）大丈夫ですか。

○委員長【長嶋一樹議員】 私、思うんだけど、こういう委員会は、当然、今までだって回っていたわけですよ。手続上は、今回出したみたいので正しいと思うんです。それは今までそのとおり。分けて考えなくちゃいけないのは、内容とその手続の問題で、ですから、我々がやったのは、その手続にのっかって今日出している。皆さんに総務常任委員会に付託してよろしいかという話で、今しているんです。だから、今度、内容を吟味してどうのこうのなんかなってくると、そうしたら、結構大変なものになってしまうんじゃないかと思うんだけど、どうなるんですかね。

○委員【今野康敏議員】 よろしいですか。一義的にはそれが議運の委員長、副委員長の仕事です。私も副委員長を2年間やらせていただきましたけれども、まさにそうだと思います。なので、それを要はそんなに10本も20本も同じ本会議、定例会に陳情が出されるとか、まずなりませんので、議運の委員長、副委員長になられた以上は、そこは一つの仕事としてしっかりやるべきだと思います。ここは要はもう今までと変わったわけですから、以前は全部通していたんです、基本的には。全部上げていた。だから、簡単だったんです。この議運の場でしっかり、この委員会でいいですねと付託の状況を、要は見るだけで、確認するだけで。でも、これだけ、ある意味では、去年でしたっけ、こうやって規則をしっかりと見直した後なので、慎重にも慎重、さっき言ったとおりなので、期さなきゃいけないというところだと思います。なので、スケジュール的に間に合うのであれば、今日、各委員に持ち帰っていただき、来週の本会議終了後に1回議運を開き、この件をしっかり皆さんで議論していく。議運の中で議論していく。それが議長が言われている委員間討議の一つにも値すると思いますので、ぜひこの流れが変わっているところを理解していただいて、判断していただきたいなど。副委員長いかがですか。

○委員【安藤玄一議員】 私の個人的な意見を言わせていただきます。先ほど途中から見ていただいたとおり、そこに抵触するかどうか、この文章が。そこ1点です。それについて、時間が必要であれば、私は、ここは1時間でも2時間でもこの中で議論する。それが議運の委員の責任です。一旦持ち帰るとなったら、その責任を一旦この場で放棄することになってしまう。だから、私が思うのは、この場で、それが1時間たっても2時間たっても、5時になっても話がかからない。だったら、次回やりましょう。

○委員【今野康敏議員】 今回の陳情文書を見ますと、陳情项目的に最終ページに3項目挙がっています。ここには日本共産党の「共」の字も入っていないで

す。これをどう捉えるかなんです。陳情の項目的にはこの3項目なんです。ここに重きを、陳情項目はそもそも何ですか。要は、前のページとかに書いているのは前置きにすぎないです。陳情項目はこの3個と捉えたときに、皆さん、どう捉えるかという検討も大事だと思います。

以上です。

○委員長【長嶋一樹議員】 どう捉えていますか。

○委員【今野康敏議員】 まだ今、個人の意見ですけれども、そもそも陳情文書で大事なものは陳情項目ですと捉えています。

○委員【川添康大議員】 いや、それを言ってしまうと、要は陳情文書の中身がぐちゃぐちゃでも陳情項目さえしっかりしていればオーケーという話になってしまうので、それだと、文章には特定の団体であるとか、個人などがとにかく書いても、陳情項目さえそこに載ってなければオーケーという話になってしまうので、それはあまりに強引かなと思います。

○委員【今野康敏議員】 今、川添委員が言われたとおりだと思います。ただし、前文がぐちゃぐちゃの陳情文書を議会事務局の職員が受け付けるかという、普通に考えたらあり得ないです。前文がおかしい、内容がつじつまが合わないようなのが書いてあるものだったら、陳情者に対してしっかりその場で確認して修正なりさせていると思います。

○委員【川添康大議員】 だからこそ属人的にならないように、今回、陳情のそういう取扱いを決めたわけです。そういうふうによによって解釈が変わるわけです。今、今野委員が言ったのと私が言ったのは違うわけです。だから、取扱い規則にのっとって、取り扱う、取り扱わないというのを、そこは機械的にやれる部分は決めたわけです。だから、それは人によって、要はさっき副委員長が言った誹謗中傷とか、信用失墜させるじゃないかという、そこの1点のみでどうかという判断なので、陳情項目には書いていないからとか、中身には書いていなくても、そっちには書いていないからオーケーかということではないと思うんです。

○委員長【長嶋一樹議員】 ほかに御意見ある方。

○委員【館大樹議員】 いろいろな論点というか、内容が出てきたかと思うんですけれども、ずばり1点が大事で、その1点は何かということ、この文章は誹謗中傷並びに信用の失墜に当たるかどうかということだと思っていまして、それが当然賛否がある話だからこそ、我々が決めなきゃいけない。我々しか決められないということだから、それぞれの判断に従って、決めるしかないんじゃないかと思うんですけれども、今日、持ち帰るのは責任を放棄するという話もあるし。

○委員【小沼富夫議員】 私どもで言っているのは、今まで上がってきた陳情や今後上がってくるであろう陳情を鑑みたときに、今回の判断が足かせというか、悪い先例になってはいけないと思っているんです。でありますから、この時間をいただく間に、昔の陳情なり何なり見たときに、全てそういう今日の判断のようにやったときに、何の陳情も取り上げられないなんていう事態になってくる可能性もあるのかなという、そこを一番危惧しているわけです。今回の川添委員のお

っしゃっているのはよく分かることでありますけれども、初めての例でありますので、慎重にそこは考えさせていただきたい。でありますから、ちょっと持ち帰りを二、三日させていただきたいという思いであります。勉強する時間をちょっといただきたいな。この短時間で、先ほど5時でも6時でもという御議論もあるのかもしれないけれども、それだけ議論するだけの、我々も知識を持っていないので、今日やれと言われてもなかなか難しいので、ちょっとクールダウンさせていただいて、落ち着いた中で、今日の判断をしたいなという思いを持っています。以上でございます。

○委員長【長嶋一樹議員】 ほかに御意見はございますか。

基本的に議会運営委員会というのは、陳情にしたって何にしたって、多分この場で決める。それだけの権限を持っているはずだと思うんです。当然、立場が違えば、この陳情書に対しても意見が違ってくるわけですから。皆さんはそれぞれの会派の代表としてこの場に臨んでおられるわけですから、議会運営委員会というものの、今まで皆さんが築いてこられた形式が形骸化しちゃうんじゃないかなという気もするんですけれども。

○委員【小沼富夫議員】 私、持ち帰ったからといって会派内で決める、そんなこと一言も言っていないですよ。勉強する時間をいただきたいという思いで言っているだけであって、持ち帰って、みんなで議論して、みんなの意見がそっちだから、今回の議論は丸にしよう、バツにしよう、さらさらそんなことは思っていないんです。勉強する時間をいただきたい。その1点なんです。

○委員【安藤玄一議員】 よろしいですか。よく分かります。慎重に取り扱いたいという気持ちはありがたいですし、責任感があることだなと思っています。ただ、私が思うのは、基本ラインはどうすると。基本ラインはここで決めるんだと。その基本を逸脱するのであれば、それなりの理由が必要だ。その理由を、今、小沼委員が言ったように、それは非常に複雑に考えさせて、それは分かります。ただ、我々、正副委員長としては、ここで決めるということが、まず我々の責務であり、そこにどうしてもということであれば、それに乗りますけれども、基本的にはここで決めていただきたいというのがお願いしたいことでございます。いかがでしょうか。

○委員【今野康敏議員】 今、副委員長が言われたことも分かるんですけれども、さっき私が言ったことなんです。何かというと、これだけ委員長、副委員長がこの陳情文書を見たときに、ちょっとグレーだなというようなことを副委員長はさっき言っていたじゃないですか。だとしたら、何度も言いますけれども、事前に議運の委員にこういう陳情文書があります。26日にしっかり議論するので、事前に勉強しておいてください。過去の陳情文書なんかと照らし合わせて、さっき小沼委員が言われたとおりで、それを事前にやっておいてください。この26日の議運でしっかり決めます。委員会に付託するかどうか。そういうアナウンスというか、必要だったと思います。今からやれといたってできないので、私が言った、さっきの提案なんです。だから、そこをちゃんと見極めてくだ

さい。今日、何が何でも決めなくてもいいと局長が言われているんです、スケジュール的に。なので、別に来週月曜日に持ち越しても議運を開くんです。我々議運の責任で決めるんです、委員会付託しないか。時間をくださいと言っているだけです。時間を事前にいただけなかったの。今から振り返って何でということは何も言っていないじゃないですか。正直言って。本来ならということをやっただけですよ。

○委員【安藤玄一議員】 重々分かります。グレーだなと思ったというのは主観です。この内容をよく知っているの、これまでの経緯であるとか、団体、何を目的としているか。分かっているけれども、それは僕は感情論として出していないですよ。あくまでも陳情書として、この場に皆さんに出して、何も言わずにどうしますかという流れを、今までの流れのとおりやっています。ここに感情を入れちゃいけないんです。グレーだなと思ってはいけません、我々は。だから、今までのやり方どおり出した。それに対して、感情で返してこられても困るんです。ですから、基本ラインはここで決めるんです。だけど、その中に誹謗中傷、過度に責める内容であるのであれば、やめましょうというのは、そこはルールだから。それに沿っているかどうかを皆さん方に聞いているだけであって、これを延ばすか延ばさないかという議論は別なんです。それはあくまでも全く別のルールを毎回毎回、その議論をすることになる可能性が出てきちゃう。前は持ち越したじゃないかと。こういうことになったら持ち越すという先例をつくらないのも我々の仕事なんです。だから、今ここで判断できる人もいれば、できない人もいますのであれば、判断してください。それがあくまでもルールだから、議会運営の。

○委員【今野康敏議員】 これは今、議会側の処理事項なので、執行部の方、お忙しいので、退席してもらったほうがいいと思いますが、いかがですか。

○委員長【長嶋一樹議員】 そうですね、では御退席ください。

○委員【今野康敏議員】 今、副委員長が言われていることはもちろん分かりますけれども、私がずっと言っているのは、要は前回規定をしっかりと定めたわけですから。それもある意味ではそういう類いの陳情が初めて出たわけですから。なので、こういう陳情が提出されたときのプロセスというのは慎重にやっぱりしていかなきゃいけないと思います。であるがゆえに22日に出た時点で、委員長、副委員長が見たときに、これは普通の陳情文書と違う、こういう文言が入っているといったとしたら、事前に議運の各委員にこの陳情文書を周知したほうがよかったと思います。ただし、今からはもう間に合わないの、来週の本会議まで時間がとれるんだとしたら、今回だけは事前周知ができなかった分、時間を猶予して、来週の本会議初日にもう1回決めましょうと。それを提案しているだけです。これが通常になるわけじゃない。

○委員【安藤玄一議員】 そこに論理的矛盾を感じるのは、時間があるから延ばしましょうよという、その部分を私は納得できない。局長が何日までだったら時間あります。今日じゃなくても時間ありますよと。時間があるから、今日は決

- ・ 9月 3日 総括質疑・一般質問通告期限正午
- ・ 9月 5日 本会議 議案審議
- ・ 9月10日 委員会 付託審査
(総務常任委員会 午前9時30分)
(産業建設常任委員会 午後1時30分)
- ・ 9月11日 委員会 付託審査
(教育福祉常任委員会 午前9時30分)
- ・ 9月16日 本会議 総括質疑
- ・ 9月19日 委員会 決算審査
(総務常任委員会 午前9時30分)
- ・ 9月22日 委員会 決算審査
(産業建設常任委員会 午前9時30分)
- ・ 9月24日 委員会 決算審査
(教育福祉常任委員会 午前9時30分)
- ・ 9月29日 本会議 一般質問
- ・ 9月30日 本会議 一般質問
- ・ 10月1日 本会議 一般質問
- ・ 10月3日 本会議 最終日

以上でございます。

○委員長【長嶋一樹議員】 それでは、お諮りいたします。会期の決定については、配付した内容のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【長嶋一樹議員】 御異議ありませんので、配付した内容で9月1日の本会議において議長からお諮りいたします。

そのほかに何か御発言があればお伺いします。(「ありません」の声あり) それでは、以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時6分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和7年8月26日

議会運営委員会
委員長 長嶋 一樹